

訪問介護(介護予防訪問介護)サービス重要事項説明書

1. 事業所の名称

法人の名称 社会福祉法人 恵光会
代表者名 理事長 遠山 光宣
事業所の名称 ホームヘルパーステーション 南串山荘
介護保険事業所番号 長崎県 4271400824
所在地 長崎県雲仙市南串山町丙 10722
連絡先 TEL0957-88-2922 FAX0957-88-2924

2. 事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

◇管理者 1名 ◇サービス提供責任者 2名
◇訪問介護員(非常勤含む)・・・ 介護福祉士 5名 2級ヘルパー 5名

3. 事業所の営業日及び運営の方針

営業日・・・1月1日を除く毎日。基本は8:00～17:00。

但し、日曜日については必要者のみ(緊急時には、適切に対応いたします)。

運営方針・・・事業所の訪問介護員は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる様、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 訪問介護サービスの内容

◇(介護予防)訪問介護計画に基づき、サービスの提供を行います。

①身体介護(食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭介助等)。

②生活援助(買物・調理・洗濯など。ただし、生活援助については本人様がその作業を行う事に困難を生じている場合のみであり、本人様に対してのみ支援をさせていただきます。具体的には下記にて記させていただきます。なお、ご家族等の支援が確認できる場合においては生活援助を提供する事はできません)。

◇原則として介護保険では提供できないサービス

①利用者様本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し

②主として利用者様が使用する居室等以外の掃除

③来客の応接(お茶・食事の手配など)

④話し相手のみ・留守番

⑤自家用車の洗車・清掃

⑥草むしり・花木の水やり

⑦ペットの世話(犬の散歩等)

⑧家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え

⑨大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ

⑩室内外家屋の修理、ペンキ塗り

⑪園芸(植木の剪定等)

⑫特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)

5. 利用料及びその他の費用

◇介護予防訪問介護【料金表－基本料金－】

介護予防訪問介護費	I (週 1 回程度)	II (週 2 回程度)	III (週 2 回を超え利用)
利用金額	月に1～4回・・・2,870 円/ 回 月に 5回・・・11,760 円/ 月	月に 5～8 回・・・2,870 円/ 回 月に 9～11 回 23,490 円/ 月	月に9～12 回・・・2,870 円/ 回 月に 13 回以上 37,270 円/ 月

* 初回加算 200 円

* 介護職員処遇改善加算Ⅲ…介護費用の自己負担分の 18.2% が加算されます。

* キャンセルについてお客様の都合により、当月に1回以上利用され、それ以外の予定のキャンセルがありましても 定額の介護予防訪問介護費を申し受けます。

キャンセルのご連絡は、緊急の場合(急病など)以外は前日までにお願いいたします。

◇訪問介護【料金表－基本料金・昼間－】

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 2 時間未満 (30 分増すごとに)	
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,820 円	+820 円	
生活援助	(生活2) 20 分以上 45 分未満		(生活3) 45 分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
				20 分以上	45 分以上 70 分未満	70 分以上
	1,790 円		2,200 円	650 円	1,300 円	1,950 円
通院等移乗介助				1回につき 970 円		

* 利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定受領サービスである時の負担は介護負担割合症の割合とする。

* 初回加算 200 円 * 緊急時訪問介護加算 100 円

介護保険の給付を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

* 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

* 利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は2倍の料金となります。

介護保険給付限度額を、超えたサービスにつきましては、別途ご相談に応じます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅲ…介護費用の自己負担分の 18.2% が加算されます。

* 特定事業加算Ⅱ ……所定の単位数に 10% 加算されます。

* 同一建物減算…(-10%)

* キャンセルのご連絡は、前日17:00までにお願いいたします。

それ以降のキャンセルについては、当日緊急の場合(急病など)以外はキャンセル料金として ¥250 円 を頂きます。

◇交通費 利用者様が雲仙市小浜町・南串山町、南島原市加津佐町・北有馬町・南有馬町にお住まいの方は無料です。上記以外の地域にお住まいの方は、その実費をご負担頂くことになります。

◇その他 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、介護開始および終了時の電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用は利用者様負担となります。

6. 相談窓口、苦情対応

窓 口 電話番号 0957-88-2922
担当者 管理者 馬場敦子
苦情解決責任者 理事長 遠山光宣
改善事項の報告 話し合いの結果や改善事項は書面において報告します
対応時間 8:00～17:00(併設の入所施設があり、電話対応にて
も対応可より、定休日はありません)

保険者等連絡先 雲仙市役所 南串山総合支所 市民生活課 TEL0957-88-3111
長崎県国民健康保険団体連合会 TEL095-826-7293
長崎県社会福祉協議会「運営適正化委員会」 TEL095-842-6410

7. 事故発生時の対応方法

損害賠償について・・・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を交渉窓口としております。

職員の過失により賠償すべき場合、事業所にて保障を行います。

事故発生時対応・・・①緊急連絡(ご家族・主治医・救急車・担当ケアマネ等)行います。

②必要時、病院同行致します。

③必要時、事故報告書を提出致します。

④必要時、保険会社へ連絡を行います。

⑤必要時、訪問し謝罪及び状態確認を行います。

8. その他 福祉サービス第三者評価を受けていない。

介護予防訪問介護サービスの提供にあたり、利用者様に重要事項説明書を交付し説明いたしました。

◇説明日 令和 年 月 日 説明者 _____ 印

私は、介護予防訪問介護サービスについての重要事項説明書の交付を受け同意しました

利用者様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

保証人様 住 所 _____

氏 名 _____ 印